

設備工事情報シート	衛 生	V－P－5	制 定	2004年4月1日
			改 訂	2015年3月1日
V. 設備情報	排水通気設備		通気金物と 開口部との離隔	

1. 目的・概要

集合住宅のルーフバルコニー近辺に通気管の末端が開放されるプランが少なからずある。通気管の開放端は、専有住戸に対して臭気の問題を及ぼす可能性があり、住戸からの適切な離隔をとるなどの留意点を示す。

2. 通気管の末端（通気開放口）と窓などの開口部との離隔についての基準

添付資料(裏面)に示すように、通気管の末端と開口部との離隔については、一般的な基準が示されている。ただし、実際の集合住宅のルーフバルコニーのプランでは、この基準に示されている内容がそのまま採用できないケースも多い。

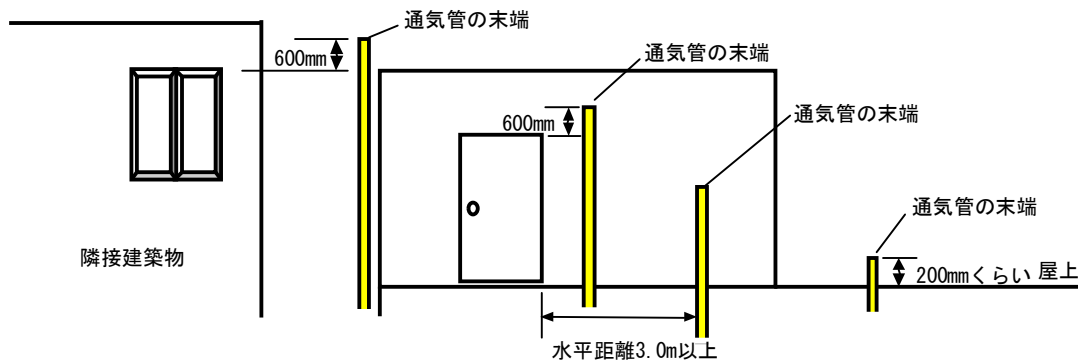
3. ルーフバルコニーの場合の注意点

- (1) 施工前に、通気管について十分説明を行い、重要事項説明書等に記載をする。
- (2) 通気管はルーフバルコニーの外で開放する
- (3) 臭気の問題が発生しないように十分な離隔距離をとる
- (4) 上記の条件が満足されない場合は、下記の検討を行う
 - ①. 通気管の位置がルーフバルコニー内となる場合は、下階のパイプスペース内で弁式通気口（ドルゴ通気など）を設置する（この場合、パイプシャフトに必ず点検口を設ける）
 - ②. 離隔距離が不十分な場合は、弁式通気口（ドルゴ通気など）で臭気対策を行う
 注. 弁式通気口（ドルゴ通気など）を使用する場合は、採用メーカーの設置基準等を遵守すること。

資 料

資料：通気管の末端（通気開放口）と窓などの開口部との離隔

- (1) 建物及び隣接建物の出入口、窓、換気口などの付近には取付けてはならない。やむを得ない場合は、それらの開口部の上端から600mm 以上立ち上げて取付ける。また、それらの開口部の上端から600mm 以上立ち上げられない場合は、各開口部から水平に3m 以上離して取付ける。上記の位置に取付けられない場合及び屋内隠蔽部分などにやむを得ず取付ける場合には、伸長通気部分（負圧通気）に限り弁式通気口（ドルゴ通気など）を用いても良い。但し、点検や凍結防止を考慮する。
- (2) 屋上を庭園、運動場、物干し場などに使用する場合、通気管の末端は、屋上面から約2m立ち上げる。
- (3) 屋上に設置する場合、雨水が流入しないような高さ約200mm立ち上げる。



(出典：給排水設備技術基準・同解説(2006)：(財)日本建築センター)